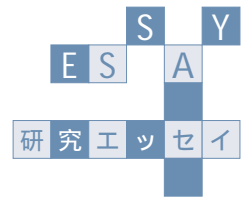




博物館資料は誰のもの

中村 ひろ子 (COE特任教授)



1 資料と情報は市民の共有財産

平塚市博物館をたずねる必要があって開いたホームページ上でこの「資料と情報は市民の共有財産」というメッセージに出会った。「展示を作ったり本を刊行するためには、その裏側に膨大な資料と情報が蓄積されていますが、それらは市民の共有財産ということができます」と続く。情報が共有財産という理解は情報公開の進むなか市民権を得ているといえようが、実物資料についてのこのような明確なメッセージには博物館のなかでも博物館学の書物のなかでも出会うことは少ない。それはこれまで博物館資料については分類整理保存の方法や技術について語られることが多く、博物館資料そのものについてのきちんとした議論が蓄積されてこなかったからであるが、ここ数年やっと博物館資料をめぐる論議がみられるようになった。その動向の紹介を兼ねて博物館資料について少し考えてみたい。

2 博物館評価の中の資料

いうまでもなく博物館が他の機関と異なるのは「資料の収集・保存と展示」にあらう。それは博物館のすべての活動の基本に資料があるということであるが、近年の博物館の存在意義の問い直しや評価といった中に、この博物館の基本である資料についての評価を見出すことは難しい。

例えば、川崎市民ミュージアムの行政評価(「平成15年度包括外部監査の結果及び意見の要約」)で指標とされたのは「入場者数・入場料・職員数・職員1人当り入場者数・展示室床面積100m²当り入場者数・職員1人当り入場料」であり博物館資料は指標として登場することなく「民間企業に例えれば倒産」と評価された。

と同時に、応募した市民により組織された川崎市民ミュージアム市民委員会議が博物館への期待を込めてまとめた「改革への提言」(平成16年3月)にも資料についての言及はみられない。利用者である市民の博物館資料への関心や期待も低いのである。ただ、川崎を例に取り上げ

たのは評価を受けて学芸員側が作成した「改善実施プラン」(平成15年7月)の中で「職員1人当り入場者数」に代えて「職員1人当り資料管理点数」を指標として提示した、すなわち評価への抵抗のよりどころに資料を選んだところに学芸員の戦略と思いがみえたように思えたからである。

川崎市に限らない。博物館資料が行政評価の指標とされることはほとんどない。あらためて博物館資料に対する社会的認知の低さに気付かされるが、それはまた今まで「博物館ではなぜ資料を収集するのか」を、そして「収集された資料は市民の共有財産」なのだということをきちんと伝えることを怠ってきたのではないか、利用者が博物館資料と出会い、その大切さに気付く機会を増す努力をしてこなかったのではないかとその思いに至ることであろう。

3 博物館資料と出会う

利用者は博物館資料とどのようにして出会うのだろうか。まず展示室で実物資料(一次資料)に出会う。実物資料のもつ情報から作成されるレプリカ、模型、写真、図、映像といった資料(二次資料)に出会うことも多い。もう一つが情報コーナーなどと名付けられた情報機器を通して出会うデジタル化された情報である。所蔵資料をデジタル化し、館外からのアクセスも可能というところも徐々に増えつつあるが、まだ所蔵資料の一部であり、その全体像を知る機会是一般の利用者にとっては少ない。特に実物資料に出会うのは展示室のみといってもよからう。多くの資料は収蔵庫にしまわれているからである。規定を設けて研究者などには許可しているものの、一般の利用者には保存管理を理由に閉ざしているというのが現状である。

図書館を考えてみよう。利用者は書棚のものは自由勝手に、書庫の中のものでも請求書1枚で利用することができる。図書は市民の共有物であり、一部の保存すべき書物を除けば市民に利用されるために収蔵されている。勿論、図書の多くは実物資料であると同時に複数存在する複製資料、博物館でいえば二次資料に近い存在であり、

博物館資料、特に実物資料と同一に論じることはできないが、同じ共有財産として博物館資料を利用する機会を今より拡大する方法が考えられるべきではなかろうか。

4 収蔵庫を開く

この「博物館資料は共有財産」という認識のもとに資料の利用を考える先には収蔵庫の公開という問題がみえてこよう。しかし、保存というもう一つの博物館の重要な役割と競合する問題であり、「情報公開法」にあっても第2条2項の「次に掲げるものを除く」として「政令で定める公文書館その他の機関において政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」と除外できる規定になっている。

「収蔵庫こそはその博物館における資料収集、調査・研究および展示・教育というあらゆる活動の成果が結集され、蓄積されている場所」であり「それを公開することは、むしろ博物館の義務である」(後藤和民 1979)との論も提示されている。ここで公開の対象として想定されているのは博物館外の研究者であるが、今問われているのは一般の利用者に向けてであり、それを可能にする保存との両立を可能にするためのシステムづくりや技術の問題であろう。すでにその実務モデルが提示されてもいるのである(佐々木秀彦 2004)。

5 共有財産としての博物館資料

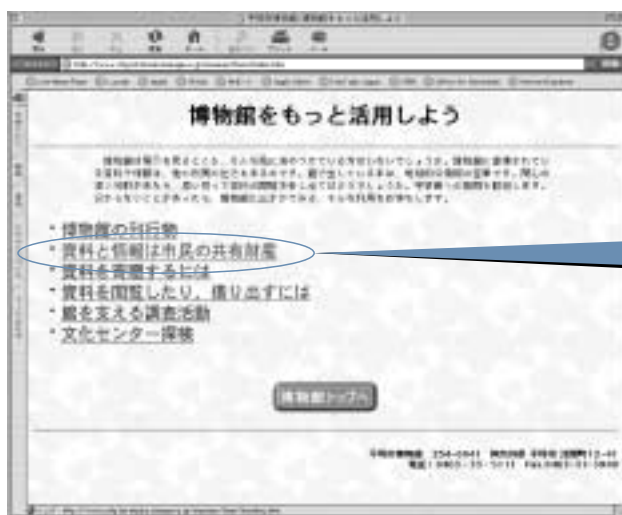
博物館資料が市民の共有財産であると明記されたもの

はない。博物館法でも第2条に博物館の目的を達成するために「博物館資料を豊富に収集し、保管し、展示する」と記されているだけである。しかし、博物館に限らず行政の仕事が市民から託されたものとするれば、学芸員もまた資料の収集、保存、展示などを市民から託されて行ない、公費での購入や市民からの寄贈などによって収集された資料は市民の共有財産であることは自明ということになる。私立の博物館についてもICOM(国際博物館会議)の定めた「職業倫理規定」が示している「公立機関であれ、私立機関であれ、博物館に雇用されることは大きな責任を伴う公的委任」という規定を尊重したい。公立私立の区別なく、すなわち公費によるかどうかではなく、博物館のもつ社会性に照らして「公的委任」であるとしているのであり、その資料については社会に対し責任を持つべきことがうたわれている。

博物館の存在意義を自ら明らかにすることが求められる今、博物館が市民から託された資料という共有財産を責任をもって保存し、活用する場であるとの再確認が欠かせない。情報だけでなく収蔵庫の実物資料を含めた公開が求められているのだといえよう。前にもまして保存と活用の両立についての論議が必要となる。

参考文献

- 後藤和民「歴史博物館」1979
(「博物館学講座6 資料の整理と保存 雄山閣」)
- 布谷知夫「博物館資料としての情報」2002
(「博物館学研究」27-1)
- 佐々木秀彦「公共財としての博物館資料(上)(下)2002・2004
(「博物館学研究」27-1・29-2)



平塚市博物館ホームページ (<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/museum/>) より